

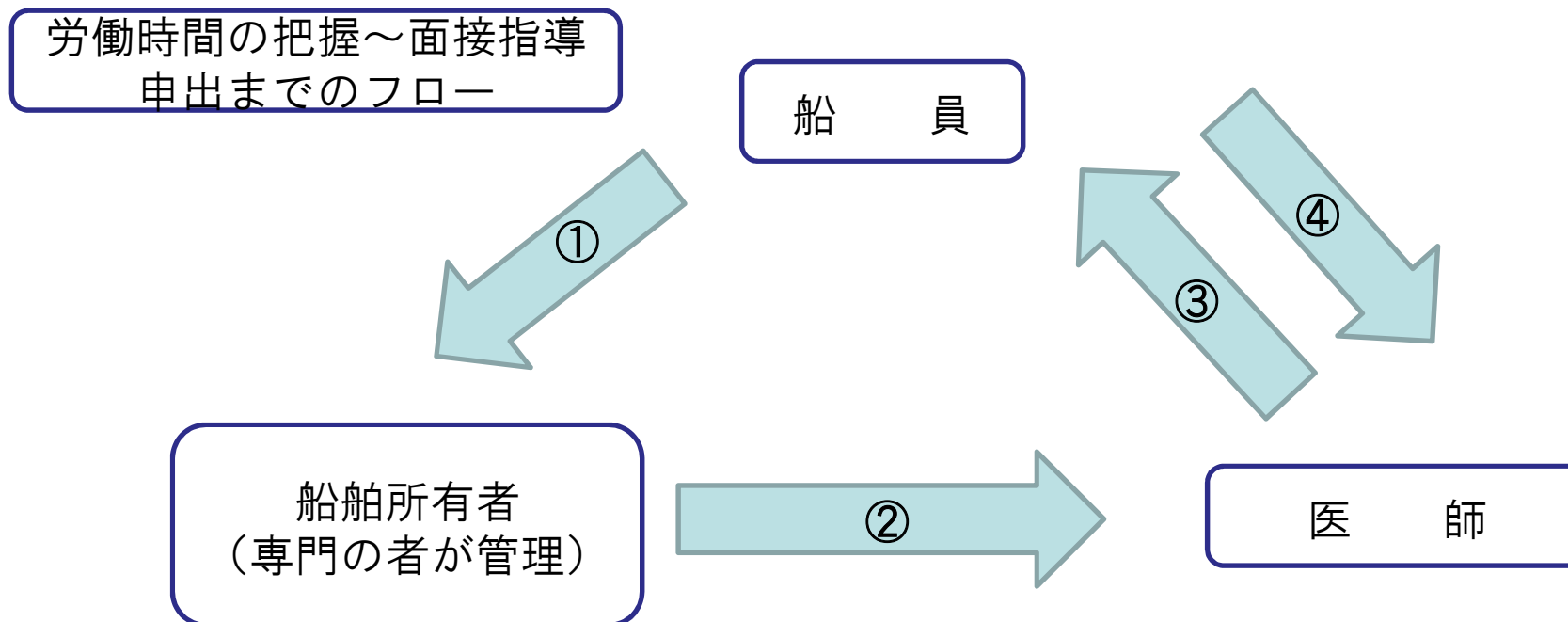
# 第5回検討会資料②

## 「面接指導、ストレスチェックの実施方法」

---

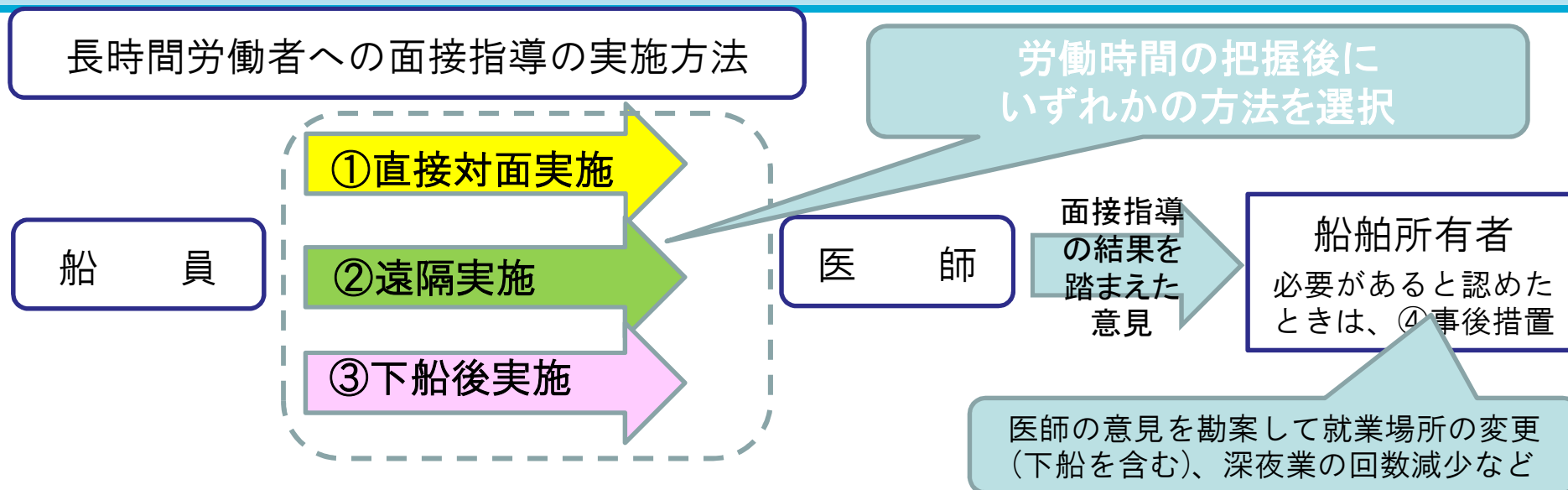
令和2年4月  
国土交通省海事局

# 面接指導の実施方法①



- ① 船内記録簿により1ヶ月の労働時間を算出し、船舶所有者へ提出。  
→メール（環境がなければ電話）により船長から疲労蓄積度（深夜労働の状況や休息時間の確保状況、衛生担当者の意見を含む。）も一括して提出するのが望ましい。  
※一定の労働時間を超えている船員は、船舶所有者に面接指導を申出る。
- ② 船舶所有者は医師に対し、船員の労働時間に関する情報を提供する。
- ③ ②の労働時間等を確認した医師は、必要に応じて申出を勧奨することができる。
- ④ ①及び②または③により、医師による面接指導を行う。

## 面接指導の実施方法②



### ① 寄港地で一時下船して対面で直接対面して実施する方法【1ヶ月乗船のケース】

※陸上or船内の個室において実施（主に定期航路を想定）

※船員が医療機関へ出向くか、医師が訪船する。

### ② 医師との間で情報通信機器を使用した面接指導を行う方法

以下の条件を満たしていること、

（1）通信状況が良好であり、相手方の表情がある程度把握できること。

（2）第三者に漏れ聞こえないよう、個室や仕切りがされていること。

（3）産業医、契約（雇用契約を含む）により船員の健康管理に関する業務を担当している医師、指定医、過去1年以内に当該船員に直接対面により指導等を実施する医師等であること。

### ③ 船員からの申出で下船後に医師と面接を行う方法【3ヶ月乗船のケースなど】

※日程調整のうえ、下船後速やか（下船後2週間以内）に面接指導を行う

※乗船中も（本人の申出があれば）電話での保健指導を行うのが望ましい

## 面接指導の実施方法③

### ○乗船期間パターン別の実施の目安

#### (1) 乗船期間が1ヶ月～2ヶ月程度の場合（主に内航旅客船を想定）

1ヶ月の労働時間が下船時に確定するため、下船のタイミングで①直接対面実施  
※次の乗船までのタイムラグが生じる場合は、次の乗船後とし、③下船後実施

#### (2) 乗船期間が3ヶ月以上の場合（主に内航貨物船を想定）

乗船途中に①直接対面実施するのは困難であることが多数と思われるため、  
I 情報通信機器を整備している船舶であれば、②遠隔実施とし、医師の対応できる日時を予約したうえで、当該時間に船員が個室で対応できるよう、船舶所有者が船長に指示し、船長が調整する。  
II 情報通信機器が未整備若しくは乗船中の対応が困難な場合であれば、③下船後実施とし、医師の日程を調整して予約し、船員に対し、指定日時に面接を行うよう船舶所有者が指示する。

#### (3) 乗船期間が6ヶ月以上の場合（外航船を想定）

基本的に（2）と同様とする。

※1 申出により面接指導を実施する前提

※2 2ヶ月以上、総労働時間が連続で超える場合であっても、対応は同じ

## 面接指導の実施方法④

○実施の目安を対応表に示すと以下のとおり

	乗船期間1～2ヶ月	乗船期間3ヶ月以上	乗船期間6ヶ月以上
直接対面実施	○	△ (寄港時又は一時下船時の実施は困難)	×
遠隔実施※ (乗船中、寄港時等)	○	○	○
下船後実施※ (陸上での休暇中)	○ (直接対面、遠隔実施ができない場合)	○	○

※「下船後実施」については、条件を満たしていれば「直接対面」でも「遠隔実施」でも実施可能

# ストレスチェックの実施方法①

ストレスチェックの実施方法等としては以下が考えられる。

## 1. 実施方法

### (1) スマートフォンやPCでの実施

民間事業者が展開するアプリソフト等の活用

- ・ 使い慣れている船員には記入しやすい
- ・ 集計等がしやすい
- ・ 情報通信機器への「慣れ」が必要

### (2) チェックシートでの実施

公表されているシートなどを用いて、紙ベースで実施

- ・ 情報通信機器への「慣れ」が不要

### (3) (1) 及び (2) の併用実施

- ・ 船員にとっては手法が選べる。
- ・ 実施者の情報管理が徹底されていないと、実施漏れが出る可能性がある

## 2. 実施時期

### (1) 期日を決めて一斉に実施

### (2) 下船時に実施

- ・ 時期にバラつきが生じるため、分析に留意が必要

### (3) 船員の健康診断受診時にあわせて実施

- ・ 健診時に実施するため、比較的容易に実施できる

## ストレスチェックの実施方法②

医師等からの結果通知後に申し出によって行われる面接指導の実施方法としては、以下が考えられる。

1. 船員が医療機関へ出向いて実施
  - ・ 休暇（下船）中なら対応できるものの、医療機関へのアクセスによって船員の負担が増大する。
2. 船員の申出により、情報通信機器を活用して実施
  - ・ 乗船中であっても、通信環境が整備されていれば対応できる。  
※この場合、船舶所有者及び船長は面接指導が行えるよう配慮する。
  - ・ 通信環境がクリアになっている必要がある。
3. 船員の健康診断受診時（指定医がそのままストレスチェックも実施）
  - ・ 医療機関へのアクセスの心配なく、健康診断時にすべて行うことができる。
  - ・ 船員の拘束時間が長くなる。

※面接指導は産業医でない医師でも可能。また、検査は産業医でなくても、医師、保健師等によるものでもよい。